

各都道府県知事 殿

内閣官房新型インフルエンザ等対策室
内閣審議官 田河 慶太

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令等の公布について

「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）」は、平成 24 年 5 月 11 日に公布されたことを別添にて通知したところですが、今般、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日を定める政令（平成 25 年政令第 121 号。法の施行期日を平成 25 年 4 月 13 日とするもの。）」（別紙 1）及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号。以下「政令」という。）」（別紙 2）が本日閣議決定し、同日公布されました。

本政令は、新型インフルエンザ等緊急事態の要件、使用の制限等の要請の対象となる施設、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資、損失補償及び損害補償の手続、国が負担する費用等を定めるものであり、その具体的な内容については下記のとおりです。関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係団体等に周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

本政令は 4 月 13 日施行となりますが、これをもって、新型インフルエンザ等対策特別措置法も施行されることを併せてお伝えいたします。

なお、本政令は、関係資料と併せて内閣官房のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

記

1 指定行政機関

法第 2 条第 4 号の政令で定める機関を定めるものとする。

(第 1 条関係)

2 指定地方行政機関

法第 2 条第 5 号の政令で定める機関を定めるものとする。

(第2条関係)

3 指定公共機関

法第2条第6号の政令で定める法人を定めるものとする。

※ 同条第19号に規定する法人については、別紙3の内閣総理大臣公示に定めるものとする。

(第3条関係)

4 訓練のための交通の禁止又は制限の手続

法第12条第2項の規定による歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限の手続については、災害対策基本法施行令第20条の2の規定の例によること。

(第4条関係)

5 医療等の実施の要請の対象となる医療関係者等

(1) 法第31条第1項の政令で定める医療関係者は、次のとおりとすること。

- イ 医師
- ロ 歯科医師
- ハ 薬剤師
- ニ 保健師
- ホ 助産師
- ヘ 看護師
- ト 准看護師
- チ 診療放射線技師
- リ 臨床検査技師
- ヌ 臨床工学技士
- ル 救急救命士
- ヲ 歯科衛生士

(2) 法第31条第1項若しくは第2項(法第46条第6項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による要請(19及び20(1)において「要請」という。)又は法第

31条第3項(法第46条第6項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による指示(19及び20(1)において「指示」という。)を受けた医療関係者のうち医療機関の管理者であるものは、当該要請又は当該指示に係る法第31条第3項に規定する患者等に対する医療等又は法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防法第6条第1項の規定による予防接種(19イ及びハ並びに20(3)ハにおいて「医療その他の行為」という。)の実施に当たり、必要があると認めるときは、当該医療機関の医療関係者、事務職員その他の職員を活用してその実施の体制の構築を図るものとする。

(第5条関係)

6 新型インフルエンザ等緊急事態の要件

(1) 法第 32 条第 1 項の新型インフルエンザ等についての政令で定める要件は、当該新型インフルエンザ等にかかった場合における肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の発生頻度が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第 6 条第 6 項第 1 号に掲げるインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められることとする。

(2) 法第 32 条第 1 項の新型インフルエンザ等緊急事態についての政令で定める要件は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとする。

イ 感染症法第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による質問又は調査の結果、新型インフルエンザ等感染症の患者（当該患者であった者を含む。）、感染症法第 6 条第 10 項に規定する疑似症患者若しくは同条第 11 項に規定する無症状病原体保有者（当該無症状病原体保有者であった者を含む。）、同条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）の所見がある者（当該所見があった者を含む。）、新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（新型インフルエンザ等にかかっていたと疑うに足りる正当な理由のある者を含む。）又は新型インフルエンザ等により死亡した者（新型インフルエンザ等により死亡したと疑われる者を含む。）が新型インフルエンザ等に感染し、又は感染したおそれがある経路が特定できない場合

ロ イに掲げる場合のほか、感染症法第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による質問又は調査の結果、イに規定する者が新型インフルエンザ等を公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の新型インフルエンザ等の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由のある場合

（第 6 条関係）

7 特定都道府県知事による特定市町村長の事務の代行

災害対策基本法施行令第 30 条第 2 項及び第 3 項の規定は、法第 38 条第 2 項の規定による特定都道府県知事による特定市町村長の事務の代行について準用すること。

（第 7 条関係）

8 特定市町村等の事務の委託の手續

災害対策基本法施行令第 28 条の規定は、法第 41 条の規定による特定市町村の事務又は特定市町村長等の権限に属する事務の委託について準用すること。

（第 8 条関係）

9 職員の派遣の要請の手續

災害対策基本法施行令第 15 条の規定は、法第 42 条第 1 項の規定による職員の派遣の要請について準用すること。

（第 9 条関係）

10 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び職員の身分取扱い

法第 44 条において読み替えて準用する災害対策基本法第 32 条第 1 項の新型インフル

エ ンザ等緊急事態派遣手当及び法第 43 条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は特定指定公共機関から派遣される職員の身分取扱いについては、災害対策基本法施行令第 17 条から第 19 条までの規定の例によること。

(第 10 条関係)

11 使用の制限等の要請の対象となる施設

(1) 法第 45 条第 2 項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとすること。ただし、ハからワまでに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるものに限ること。

イ 学校（ハに掲げるものを除く。）

ロ 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

ハ 学校教育法第 1 条に規定する大学、同法第 124 条に規定する専修学校（同法第 5 条第 1 項に規定する高等課程を除く。）、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校 その他これらに類する教育施設

ニ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

ホ 集会場又は公会堂

ヘ 展示場

ト 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）

チ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）

リ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

ヌ 博物館、美術館又は図書館

ル キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

ヲ 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

ワ 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

カ ハからワまでに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第 45 条第 2 項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの

(2) 厚生労働大臣は、(1)カに掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないこと。

(第 11 条関係)

12 感染の防止のために必要な措置

法第 45 条第 2 項の政令で定める措置は、次のとおりとすること。

- イ 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理
- ロ 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
- ハ 手指の消毒設備の設置
- ニ 施設の消毒
- ホ マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- へ イからホまでに掲げるもののほか、新型インフルエンザ緊急事態において新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの

(第 12 条関係)

- 13 特定市町村長による臨時の医療施設における医療の提供の実施に関する事務の実施
災害救助法施行令第 23 条の規定は、特定都道府県知事が法第 48 条第 2 項の規定により同条第 1 項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする場合について準用すること。

(第 13 条関係)

- 14 新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資

法第 55 条第 1 項の政令で定める物資は、次のとおりとすること。

- イ 医薬品（抗インフルエンザ薬にあっては、厚生労働大臣が法第 55 条第 4 項の規定により自ら同条第 1 項から第 3 項までの規定による措置を行う場合に限る。）
- ロ 食品
- ハ 医療機器その他衛生用品
- ニ 燃料
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資として内閣総理大臣が定めて公示するもの

(第 14 条関係)

- 15 墓地、埋葬等に関する法律第 5 条及び第 14 条のの特例

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第 34 条の規定は、厚生労働大臣が法第 56 条第 1 項の規定により墓地、埋葬等に関する法律第 5 条及び第 14 条に規定する手続の特例を定める場合について準用すること。

(第 15 条関係)

- 16 特定市町村長による埋葬又は火葬の実施に関する事務の実施

災害救助法施行令第 23 条の規定は、特定都道府県知事が法第 56 条第 3 項の規定により同条第 2 項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする場合について準用すること。

(第 16 条関係)

17 政令で定める金融機関

法第 60 条の政令で定める金融機関は、次のとおりとすること。

- イ 地方公共団体金融機構
- ロ 株式会社日本政策投資銀行
- ハ 農林中央金庫
- ニ 株式会社商工組合中央金庫

(第 17 条関係)

18 損失補償の申請手続

(1) 法第 62 条第 1 項の規定による損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を、次に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ次に定める者に提出しなければならないこと。

- イ 法第 29 条第 5 項の規定による処分 当該処分を行った特定検疫所長
- ロ 法第 49 条又は第 55 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による処分 当該処分を行った特定都道府県知事
- ハ 法第 55 条第 4 項（同条第 1 項に係る部分を除く。）の規定による処分 当該処分を行った指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長

(2) (1)に定める者は、(1)の損失補償申請書を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならないこと。

(3) (1)の損失補償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならないこと。

- イ 損失の補償を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ロ 請求額及びその明細
- ハ 損失の発生した日時又は期間
- ニ 損失の発生した区域又は場所
- ホ 損失の内容

(第 18 条関係)

19 実費弁償の基準

法第 62 条第 2 項の政令で定める基準は、次のとおりとすること。

イ 手当は、要請に応じ、又は指示に従って医療その他の行為を行った時間に応じて支給するものとする。

ロ イの手当の支給額は、要請又は指示を行った者が厚生労働大臣である場合にあっては一般職の国家公務員である医療関係者の給与を、要請又は指示を行った者が都道府県知事である場合にあっては当該都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員である医療関係者の給与を考慮して定めるものとする。

ハ 1 日につき 8 時間を超えて医療その他の行為を行ったときは、イの規定にかかわらず、その 8 時間を超える時間につき割増手当を、医療その他の行為を行うため一

時その住所又は居所を離れて旅行するときは、旅費を、それぞれ支給するものとする
ること。

ニ ハの割増手当及び旅費の支給額は、イの手当の支給額を基礎とし、要請又は指示
を行った者が厚生労働大臣である場合にあっては一般職の国家公務員である医療関
係者に、要請又は指示を行った者が都道府県知事である場合にあっては当該都道府
県知事の統括する都道府県の常勤の職員である医療関係者に支給される時間外勤務
手当及び旅費の算定の例に準じて算定するものとする。

(第 19 条関係)

20 実費弁償の申請手続

(1) 法第 62 条第 2 項の規定による実費の弁償を受けようとする者は、実費弁償申請書
を、要請又は指示を行った厚生労働大臣又は都道府県知事に提出しなければならない
こと。

(2) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、(1)の実費弁償申請書を受理したときは、弁償
すべき実費の有無及び実費を弁償すべき場合には弁償の額を決定し、遅滞なく、こ
れを当該申請をした者に通知しなければならないこと。

(3) (1)の実費弁償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならないこと。

- イ 実費の弁償を受けようとする者の氏名及び住所
- ロ 請求額及びその明細
- ハ 医療その他の行為に従事した期間及び場所
- ニ 従事した医療その他の行為の内容

(第 20 条関係)

21 損害補償の額

法第 63 条第 1 項の規定による損害の補償の額は、災害救助法施行令中扶助金に係る規
定の例により算定するものとする。

(第 21 条関係)

22 損害補償の申請手続

(1) 法第 63 条第 1 項の規定による損害の補償を受けようとする者は、損害補償申請書
を、法第 31 条第 1 項の規定による要請又は同条第 3 項の規定による指示を行った都
道府県知事に提出しなければならないこと。

(2) 都道府県知事は、(1)の損害補償申請書を受理したときは、補償すべき損害の有無
及び損害を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をし
た者に通知しなければならないこと。

(3) (1)の損害補償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならないこと。

- イ 損害の補償を受けようとする者の氏名及び住所
- ロ 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の氏名及び住所
- ハ 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所
- ニ 負傷、疾病又は死亡の状況

ホ 死亡した場合にあっては、遺族の状況

(第 22 条関係)

23 国庫の負担

(1) 法第 69 条第 1 項（同条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による国庫の負担は、次に掲げる額について行うこと。

イ 法第 65 条の規定により都道府県が支弁する法第 48 条第 1 項及び第 56 条第 2 項規定する措置に要する費用並びに法第 46 条第 3 項の規定により読み替えて適用する予防接種法第 25 条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替え適用する同法第 6 条第 1 項の規定による予防接種を行うために要する費用については、医師の報酬、薬品、材料、埋葬、火葬その他に要する費用として厚生労働大臣が定める基準によって算定した額（その額が現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、当該寄附金の額を控除した額）を超えるときは、当該費用の額）

ロ 法第 65 条の規定により都道府県が支弁する法第 62 条第 1 項及び第 2 項並びに第 63 条第 1 項に規定する措置に要する費用並びに法第 46 条第 3 項の規定により読み替えて適用する予防接種法第 25 条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第 6 条第 1 項の規定による予防接種に係る同法第 15 条第 1 項の規定による給付に要する費用については、現に要した当該費用の額

(2) 厚生労働大臣は、(1)イに規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣に協議しなければならないこと。

(第 23 条関係)

24 公用令書を交付すべき相手方

法第 71 条第 1 項の規定による公用令書の交付は、次に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ次に定める者に対して行うものとする。

イ 特定病院等（法第 29 条第 5 項に規定する特定病院等をいう。）の使用使用する特定病院等の管理者

ロ 土地、家屋又は物資の使用使用する土地、家屋又は物資の所有者及び占有者

ハ 特定物資（法第 55 条第 1 項に規定する特定物資をいう。）の収用収用する特定物資の所有者及び占有者

ニ 特定物資の保管命令特定物資を保管すべき者

その他、公用令書を事後に交付することができる場合、事後交付の手續、公用取消令書の交付、公用令書等の様式（別紙 4 の内閣総理大臣公示）について定めるものとする。

(第 24 条～第 28 条関係)

25 事務の区分

この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務（4 の規定によりその例によることとされる災害対策基本法施行令第 20 条の 2 の規定により都道府県警

察が処理することとされているもの及び8において準用する同令第28条第4項の規定により地方公共団体が処理することとされているものを除く。)は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とすること。

(第29条関係)

26 附則

(1) この政令の施行期日について定めること。

(附則第1条関係)

(2) 地方自治法施行令の一部改正、児童福祉法施行令等の一部改正、児童福祉法施行令の一部改正、介護保険法施行令の一部改正、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正、国民健康保険法施行令の一部改正、地方公務員等共済組合法施行令の一部改正、雇用保険法施行令の一部改正、消費税法施行令の一部改正、臓器の移植に関する法律附則第11条第1項の法律を定める政令の一部改正、公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令の一部改正、石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部改正、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正をすること。

(附則第2条から附則第11条関係)